

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議委員の公募要領

1. 目的

市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現に向け制定した「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の基本理念に基づき、市民によりそい、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画」を推進するにあたり、広く市民の意見を反映するため、次のとおり「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議」の委員を募集します。

2 公募する委員の人数

2人

3 委員の任期

令和10年4月30日まで

4 公募の方法

- (1) 広報みなみそうま4月1日号及びホームページに募集記事を掲載し募集する。
- (2) 公募期間は4月1日(水)から4月15日(水)までの15日間とする。

5 応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在において18歳以上の市民
(市内に通勤、通学する方または市内に事務所、事業所を有する方を含む。)
- (2) 南相馬市議会議員、南相馬市職員でない方
- (3) 平日、日中の会議に出席できる方

6 応募用紙の配布

応募用紙は、市民課、各区役所市民総合サービス課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードする。

7 応募方法

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、「市民課窓口サービス係総合相談担当」に提出する。
- (2) 応募用紙の提出は、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法によるものとする。
(持参の場合は、平日8時30分～17時15分まで)
- (3) 応募期間は令和8年4月15日(水)17時15分まで(必着)

8 選考審査会の設置

- (1) 委員の選考にあたり、公平かつ公正な選任を確保するため合議制の選考審査会を設置する。
- (2) 選考委員は次の3名をもって構成する。
市民生活部長、市民生活部次長、生涯学習課長
- (3) 選考審査会長は、市民生活部長を充てる。

9 公募委員の選考

応募要件、選考基準(別紙)により選考審査会で選考し、選考結果は応募者に通知します。

10 委員の謝礼

3,000円/1回

11 その他

- (1) 公募委員に選ばれた方であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合、公募委員の資格を失うものとする。
- (2) 選考の結果、公募委員として委嘱されることとなった方については、市ホームページ等で氏名を公表する場合があるため、あらかじめ了承の上、申し込むこと。
- (3) 第1回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議は5月上旬予定。

12 応募先・問合せ

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所市民生活部市民課窓口サービス係 総合相談担当
TEL 24-5297 FAX 24-5347
e-mail shimin@city.minamisoma.lg.jp